

新型コロナウイルス
経済・生活支援関連情報

休業・失業などでお困りの方はご相談ください。要件や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

個人の方

内容	問い合わせ
生活相談がしたい	自立相談支援窓口 ☎03 - 5654 - 8625
離職などにより住居を失った・失うかもしれない	
生活資金を借りたい	葛飾区社会福祉協議会 ☎03 - 5698 - 2457
保険料の減額・免除	国民健康保険料の減免 原則、令和2年2月分～3年3月分の保険料
	国民年金保険料の特例免除
	後期高齢者医療保険料の減免 【申請期限】 1月4日(月)
税・保険料の納付相談	特別区税(特別徴収義務者を含む)
	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料
	介護保険料
	国税
	国民年金保険料
小・中学生の子どもがいて、生活が困窮している	就学援助制度 給食費や学用品費を援助(現年所得でも審査可)

事業者の方

内容	問い合わせ
運転資金が足りない	新型コロナウイルス対策緊急融資 本人負担利率0%・信用保証料全額補助 【申込期限】 3月31日(水)
雇用を維持できない	雇用調整助成金 ▶厚生労働省雇用調整助成金コールセンター ☎0120 - 60 - 3999 ▶しごと発見プラザかつしか ☎03 - 5680 - 8765
売上げが半減し、事業継続が苦しい	持続化給付金 法人200万円、個人事業者100万円 【申請期限】 1月15日(金)
地代・家賃の支払いを軽減したい	家賃支援給付金 【申請期限】 1月15日(金)
事業収入が大幅に減少し、固定資産税などの軽減措置を受けたい	中小事業者等の事業用家屋および償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度 【申告期限】 2月1日(月)
国や都、区の支援策について知りたい	事業者支援相談 【開設期間】 12月28日(月)まで

新型コロナウイルス感染症により保険料の納付が困難な方へ

後期高齢者医療保険料の減免

申請期限が近づいています。お早めにご相談ください。

収入や納付状況などをお伺いした上で減免のご案内をします。事前に必ずお問い合わせください。

【申請期限】 1月4日(月)(必着)

※令和2年12月以降に葛飾区で資格を得た方(12月以降に75歳になった方、東京都外から葛飾区へ転入された方など)は、3月19日(金)(必着)

【対象の保険料】 令和2年2月分～3年3月分

【対象】

全額免除

新型コロナウイルス感染症で、同一世帯の主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った方

一部減額または全額免除

新型コロナウイルス感染症の影響で、同一世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の全てに該当する方

- ▶主たる生計維持者の事業収入などの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が令和元(2019)年の当該事業収入などの金額の10分の3以上であること
- ▶主たる生計維持者の令和元(2019)年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ▶主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の令和元(2019)年の合計所得金額が400万円以下であること

【申請・担当課】 国保年金課 ☎03 - 5654 - 8528

国民健康保険料の減免

減免には申請が必要です。収入や納付状況などを伺った上で減免のご案内をしますので、事前に必ずお問い合わせください。その際、お手元に令和2年度国民健康保険料決定(変更)通知書を用意してください。

【対象の保険料】 原則として令和2年2月分～3年3月分

【対象】

全額免除

新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯

一部減額

新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯

- ▶主たる生計維持者の事業収入などの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が令和元(2019)年の当該事業収入などの金額の10分の3以上であること
- ▶主たる生計維持者の令和元(2019)年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ▶減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入などに係る所得以外の令和元(2019)年の合計所得金額が400万円以下であること

【申請・担当課】 国保年金課 ☎03 - 5654 - 8213

国民年金保険料の特例免除

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入源となる業務の喪失などにより所得が相当程度下がった場合、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な免除申請ができます。詳しくはお問い合わせください。

免除・納付猶予申請を受け付けています

【対象申請】 令和2年2月～3年6月分

【必要書類】 免除・納付猶予申請書、所得の申立書

学生の方へ 学生納付特例申請が適用されます

【対象期間】 令和2年2月～3年3月分

【必要書類】 学生納付特例申請書(学生証のコピーを添付)、所得の申立書

【申請・問い合わせ】

▶葛飾年金事務所(立石3-7-3) ☎03 - 3695 - 2181

▶国保年金課(区役所3階315番) ☎03 - 5654 - 8214

【担当課】 国保年金課